



近世期における女房日記の視点と方法 : 長橋局による記録を中心にして

北上, 真生

(Citation)

國文論叢, 40:29-45

(Issue Date)

2008-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81011627>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011627>



近世期における女房日記の視点と方法

——長橋局による記録を中心にして——

北上 真生

一

近世期、すなわち後陽成院より明治天皇に至る治世下において、表1に示すように、禁中・後宮・院中の女房によって膨大な記録類が成された。然しながら、「女房日記」であるものの、斯界においては是等の存在に関心を示していない現況にある。その多くが未刊で遺存の実態も詳らかとは言えず、中古のそれと違い、日次に記録され、文学的興味を喚起するような性格でないことが要因であろう。

このような中で、主に中古・中世における女房日記の本質を検討された宮崎莊平氏は、近世後期の光格天皇の中宮御所（後桃園院第一皇女・欣子内親王）付き女房による「中宮御所（欣子内親王）女房日記」にも触れられ、女房日記の性格を規定しておられる。⁽¹⁾つまり、醍醐天皇皇后・藤原穩子後宮において記録された「太后御記」にその祖形を求められ、後宮女房または女房であった者が女房の立場から後宮の主人と主家の慶祝事などの情況を通して繁栄を記録的に現出しているところに女房日記の本質を求め

ておられる。

しかしながら、近世期における女房日記は、その全てが日次の記であり、統一的な主題のもとに仕立てられたものではない。この点から言えば、同じ女房日記といえども、平安期の『紫式部日記』などの其れとは性格を異にする。室町時代後期より江戸後期に至る約三百年にわたって禁中女房によって記された『御湯殿上日記』（以下、『御湯殿』⁽²⁾）が行事儀式書である『後水尾院當時年中行事』の資料として引勘され、また、『御湯殿』をはじめとする禁中女房による日記や光格天皇中宮・欣子内親王附女房による日記などから抜き書きされて行事儀式の部類記が作成されている。このことから、近世期における女房日記は、行事儀式や公事に資するという公卿の日記と近似する性格を持つものと思われる。本稿においては、時代を近世期に絞って、朝廷運営の組織などを視野に入れつつ、女房日記の構造について考察していきたい。

二

近世期の女房日記を論じる上において、記主の視点や位相を探

○表1 近世期における女房日記一覧

禁中	後宮 (女御・皇后・中宮・大宮御所)	仙洞御所
御湯殿上日記 藤大典侍日記（戦災により焼失） 後桃園天皇大御乳覚帳 （命婦・大御乳人） 長橋局日記 中山續子日記 （大典侍、「心おほえ」） 押小路甫子日記 （命婦・大御乳人、「心おほえ」） 鴨脚昭子日記（命婦） 大御乳人日記 （命婦・大御乳人） 伊予局日記 （命婦・小槻盈子） 阿茶心覚抜書等 （命婦・押小路甫子） 御内儀日記 （内侍・高野保子） 孝明天皇女房房子日記 （内侍・高野房子） 庭田嗣子日記（典侍）	中宮欣子内親王御所女房日記 （光格天皇中宮・欣子内親王女房） 中宮欣子内親王御所万心おほえ （同上） 中宮欣子内親王女房鎗子日記 （中宮御所女房・下藤、岡本鎗子） 中宮欣子内親王女房鎗子雑用留 （同上） 皇太后欣子内親王女房鎗子日記 （同上） 皇太后欣子内親王女房業子日記 （中宮御所女房・下藤、森業子） 新清和院女房日記 （皇太后・欣子内親王女房） 女御繫子附女房日記 （仁孝天皇女御・鷹司繫子付女房） 繫子附女房日記 （同上）	院中御湯殿上日記

るためにも、女官（御内儀）制度の理解なくして論じることとはできない。以下に俯瞰していきたい。当時の女官制度を理解する手掛りとして、主に幕末期の制度を示したものであるが、下橋敬長氏「維新前の宮廷生活」^③、河鱈実英氏「宮中女官生活史」^④が参考となる。両氏の示される御内儀の官制は、整理すれば凡そ次の通りである。

④尚侍^{オウシヤウ}—近世期においては特殊地位で、稀に大典侍へ当官の贈官が行われる以外に任じられた者はいない。実際には典侍が近世期に於いての最高位の女官である。

⑤典侍^{テンシ}—定員は基本四名で、平公家である羽林家名家の中で正二位大納言直任の家の息女が任じられた。首座は「大典侍」と称し、従二位まで上り、事実上近世後宮の最高権威者で奥向の総取締であった。一般に典侍は天皇の御前向の御用を奉仕した。

⑥掌侍^{サイシ}（内侍）—定員は基本四名で、首座を「勾当内侍^{コウドウナイシ}（長橋局^{ハシツボ}）」と称した。勾当内侍は、近世期において公武両方面の人々に知られ、外に対して最も睨みがきく位置であった。更に、大典侍よりも实际的に活動し得る地位にあり、その地位に相応しい手腕を求められた。女房奉書は勾当内侍によってなされ、諸方よりの献上物も勾当内侍宛とされた。

⑦命婦^{メイフ}—定員は七名で、配膳などの後宮雑務に従事した。首座を「伊予」、次席を「大御乳人^{オホミルヒト}」と称し、以下の命婦は国名でもって称された。伊予は大典侍・勾当内侍と共に「三頭」と呼ばれ奥向の下級事務官である。大

御乳人は長橋局の事務補佐を職務とした。命婦には、地下の息女が任じられた。また、伊予には壬生官務の息女と決められていた。

⑤女藏人—奥向の雑務に従事し、国名で以って称された。外家史の名家・六位藏人に任じられる家・上北面たる家、及び賀茂・松尾・日吉・春日等神職の名家の息女を以って補任した。また、女藏人から命婦へ出世する事が出来た。

⑥御差—女藏人の下席で、職務は天皇の御便所に随従し、また御医拝診の導引を掌った。諸大夫の女・坊官の女・四位の女が奉仕した。

⑦三仲間—三仲間とは、御末・女孺・御服所（一名御物仕）の三女官を指す。

・御末…定員八人で、首座を「阿茶」と称し（十年勤続すれば「尾張」と称した）、次席を阿嘉加と呼んだ。主に御飲膳調進の事を掌り、大典儀式の配膳役送を奉仕する采女の中で二の采女と三の采女には首座の阿茶と次座の阿嘉加が奉仕した。

・女孺…定員八人で、奥向の諸布設・御道具・油炭を掌った。首座を茶阿と称した。口向・侍分等の女が補任された。

・御服所（御物仕とも称す）…御衣の裁縫並びに書記の事を掌った。首座を右京大夫と呼び、首座以下三人を三大夫と称した。そして、右京大夫以下三大夫は、勾当内侍に専属して内政の事に関与した。諸方へ出す

手紙は勾当内侍の命を受けて御服所の者が認めるため、能書力を要求された。また、摂家や親王・大臣・将軍が参内の節に参内殿（長橋局に附属の殿舎）の御車寄の御簾を上げるのも職務とされた。

⑧表使—磯浦・江坂の二人で、表並びに口向等と交渉する事を掌った。

⑨東豎子（東孺）—通常出仕するものではなく、平安朝以来行幸の時に御供をする特殊な官職である。

⑩茶汲—御差以上に召使われる者で、御末の阿茶・女孺の茶阿を部屋親として、御末・女孺の中に欠員があった時はこれに補任された。

⑪供御所（櫃司とも称す）—定員二名で、一人を供御、もう一人を小屋々と称した。薪水の事を掌った。

⑫仲居—茶之間—両職とも雑仕と称された。仲居は十人位で、御末衆に属して雑事を掌った。侍分・農家・町人、何れの女子でも出られた。

⑬内侍所の刀自—五人で神に一生御奉公し、侍分の女から上がった。晴の儀式に一采女を奉仕するのは、この刀自の中から出仕した。

以上の官制によつて禁中奥向の経営が行われていたのであるが、実質的に御内儀の運営を掌握したのは、典侍の筆頭である大典侍・内侍の首座の勾当内侍（長橋局）・命婦の次席である大御乳人である。この三女官による日記が、表1に見えるように、それぞれ遺存しているわけである。

河鰭氏は、大典侍・長橋局・伊予の三名を「三頭」と称すると

示されているが、『押小路甫子日記』⁽⁵⁾（以下、『押小路』）によれば、

一 御三頭様駿河との大御乳^江御ちちん一重に御のし参るい
よ殿越後殿能登殿^え御ちちん一重に御のし

（安政六年（一八五九）七月二十八日条）

一 両大すけ様長橋様いよ殿駿河とのする^{（スルメ）}一折つ、五
連新大すけ様長橋様ハ御重服ゆへ明日進上大御乳ハ今日
ハ内々祥忌ゆへ明日する／＼三連上る……

（安政六年十月二十七日条）

とあり、「三頭」とは四角で囲んだ大典侍・新大典侍・長橋局を
指していることが読取れる。大典侍を補佐する「新大典侍」が存
在し、この二名を「両大典侍」と称しているのである。畢竟する
に、大典侍が二名存在したということになる。安政四年度（一八
五七）の「雲井」⁽⁷⁾内女房には、

中山故愛親卿女 大典侍 従三位^{藤原}續子 六十三

勸修寺故経逸公女 新中納言典侍 従四位上德子 七十

と見え、大典侍は中山續子の一名である。しかし、文久二年度
（一八六二）の「雲井」⁽⁷⁾内女房には、

中山故愛親卿女 大典侍 従三位^{藤原}續子 六十八

勸修寺故経逸公女 新大典侍 正四位下德子 七十五

と見え、安政四年においては新中納言典侍であった勸修寺德子が、
文久二年においては新大典侍に陞任していることが分かる。そし
て、

十日 御機嫌よく新大典侍殿従三位宣下くせんたふ新すけの
局と仰付られ候

（『中山續子日記』（以下、『中山』⁽⁸⁾）文久二（一八六二）年十

二月十日条）

十七日 御き嫌よく新大典侍殿願之通り隠居仰付られ候名藤
大納言と下さる黒地しゆちん小袖御ふくかつき御地あか
御ふく金十五両

（『中山』文久二年（一八六二）十二月十七日条）

とあるように、同年に従三位に叙され隠居するに至り、藤大納言
と称している。このように、大典侍が兩名存在したことが確認で
きるのであるが、表2からも分かるように、近世初期においても
複数の大典侍の存在が確認できる。即ち、慶長八年（一六〇三）
の大典侍・新大典侍の兩名、慶長十二年（一六〇七）の藤大典侍
（日野輝子）・源大典侍（庭田具子）・新大典侍の三名、寛永二年
（一六二五）の大典侍・大納言典侍・新大典侍の三名である。因
みに、表2の寛永二年に見える大納言典侍については、滋野井公
廉による「女房可覚悟事」⁽⁹⁾に、

一 大典侍は大納言典侍権典侍は権中納言典侍といふ事なる

へし

一 禁中には最上の人といへとも大納言又は中納言など、称
す也

院中にて殿名（小路名也）を称らるこれいにしへ
よりの例也

と見え、大典侍の正式名称であることが分かる。しかしながら、
大典侍は六十歳以上の高齢者が任じられる傾向にあり、名譽職的
な性格が強いように思われる。従って、実際の御内儀の経営には、
主に長橋局（勾当内侍）・大御乳人が当たっていたと思われる。

このことは、女官の知行高からも理解することができる。参考ま

○表2 近世初期に於ける禁中女官の構成員（『御湯殿』『言経卿記』）

	典侍（定員4名）	掌侍（定員4名）	命婦（定員7名）	御下衆	御屋
慶長5年 （後陽成天皇）	新大典侍・権典侍・ 女々典侍・新典侍	長橋局（勾当内 侍）・新内侍	伊予・大御乳人	かめ・竹（女婦）、阿茶（御末）、右 京大夫（御服所）、まみ・五々・た と・小屋々（供御所）、高橋、か、	御みつ御寮人（広橋 兼勝女・典侍格・御 まん御寮人（命婦格）
慶長6年 （後陽成天皇）	権典侍・女々典侍・ 新典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳 人・出雲	阿茶・得銭・アヤ、ウメ・カ、 ネ、（御末）、鶴・亀・玉・竹（女 婦）、右京大夫・新大夫（御服所）、 五々・小屋々（供御所）、まみ・ 茶々、アゴ、ナカ、コヤ、高橋、大 隈、ヤ、山國	御みつ御寮人・御さ ち御寮人
慶長8年 （後陽成天皇）	大典侍・新大典侍・ 権典侍・女々典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳 人・出雲	阿嘉加（御末）、五々・たと・小 屋々（供御所）、御あこ、御こや、 高橋	御みつ御寮人
慶長9年 （後陽成天皇）	新大典侍・権典侍・ 女々典侍	長橋局・新内侍	伊予・大御乳 人・出雲	梅・カ、（御末）、右京大夫・新大 夫（御服所）五々・たと・小屋々 （供御所）、御あこ	御みつ御寮人・御ち やう御寮人
慶長12年 （後陽成天皇）	藤大典侍・源大典 侍・新大典侍・権典 侍・女々典侍	長橋局・藤内 侍・菅内侍・中 内侍・平内侍	伊予・大御乳 人・出雲・讃 岐・土佐・下野	阿茶（御末）、新大夫（御服所）	
寛永2年 （後水尾天皇）	上臈・大典侍・大納 言典侍・新大典侍・ 権大納言典侍・権典 侍・新典侍	長橋局・中内 侍・新内侍	伊予・周防・美 作・土佐・下 野・伊勢	中務、右京大夫（御服所）	
天和3年 （霊元天皇）	大典侍・大納言典 侍・権典侍・新典侍	長橋局・少将内 侍・新内侍	伊予・大御乳 人・淡路・近江	右近、小弁、右京大夫・大夫（御服 所）	御ひさ御寮人（五條 為庸女）
貞享3年 （霊元天皇）	大納言典侍・大夫典 侍・新典侍	長橋局・菅内 侍・新内侍	伊予・大御乳 人・淡路・近江	小弁、右近	

でに近世初期・末期の知行について触れておきたい。近世初期においては、『御湯殿』慶長十六年（一六一一）三月十六日条に、

十六日。女中へもちきやう。（小袖）こそてまいる。女御小袖五かさね。（白髪糸）しらかのいと卅きん。（領知）りやうち三百石まいる。大すけ。

（長橋）なかはし。大御ちの人百石。残みな五十石也。

とあり、女官の中でも大御侍・長橋局・大御乳人の知行は群を抜いている。取分け、長橋局・大御乳人の知行が女官最高位の大御侍と等しいことに注目できよう。

同年三月二十七日に政仁親王（後水尾院）が踐祚されているので、それに備えて女官の体制や知行が整備されたと推定できる。続いて、近世後期の知行であるが、『幕末公家集成』¹⁰に慶応元年（一八六五）の知行が示されている。それによれば、大御侍局（中山續子）が二百石、その他の典侍が百二十石、長橋局（花園総子）が二百石、その他の掌侍が百石、大御乳人（押小路甫子）が二百石、伊予局（壬生広子）が百石、その他の命婦が六十石となっている。大御侍局・長橋局・大御乳人が共に二百石を食んでおり、優位な立場にあった。

因みに、摂関と共に近世を通して朝廷運営を担った武家伝奏・議奏は幕末期に役料として二百石を食んでいるが、大御侍・長橋局・大御乳人と同じ役料であることに注目される。

三

近世、なかんずく幕末期に期間を同じくして、大御侍局・長橋局・大御乳人によって記録された女房日記が残されている。これら三女官の記録を中心に繙き、女房日記の本質に迫ってみたい。

次に示す②③の記事は、大老・井伊直弼による尊攘派の弾圧（所謂、安政の大獄）によって安政六年（一八五九）四月二十七日に落飾するに至る太閤（准三宮）・鷹司政通に関する記事である。

①廿二日 御機嫌御よし／＼新大典侍殿薄清くなられ候の御事中にて今日御き嫌伺ふみ参る来廿四日別勅仰出され候ても御よしや内々御尋大きに宜由申参る

②廿二日 （鷹司政通）太閤様御願のとをり御落飾聞しめされ候に付極々御内々御ほしめし様にてまき絵こうしやく文匣のうち

に銀地御たはこ入二くみ黄金二枚やき物三つ重ね御盃一くみ入進せられ候

③廿二日 （鷹司政通）一たか司太閤様近左府様 （三條方）一たか司右府様三條前内府なか／＼御所旁に而御

らくしく当春より御願の所今日御願の通りと仰出され候願書儀奏衆（御差生鳥朝）駿河とのに而出され候をの／＼御請仰入られ候たか司太閤様は長々御勤勞あらせられ候此たひは思召よらぬ御らくしよく一かう／＼御氣毒に思しめして誠に御内々に而

一構尺御文こ之内半金二枚御煙草入二組三ツ重御盃一組入御一箱に而参…… （押小路）同日条

大御侍の記録である①には見られないものの、長橋局の記録である②や大御乳人による③には共通した落飾の記事を確認することができる。②③とも落飾に至る経緯や原因については一切語ら

れず、記録の対象は専ら太閤への落飾慰労の下賜品に向けられている。②③の記事から、太閤へは御内帑（御内儀のブル）より構尺文匣の中に煙草入れ二組・焼物三重ね盃・黄金二枚を下賜されたことが確認できる。しかし、③に比べて②は品目の叙述が詳細であるように思われる。例えば、③の二重傍線部「構尺御文こ」に対して、②では二重傍線部「まき絵こうしやく文匣」と時絵の施された文匣であったことが示されている。続いて、③の四角部分「御煙草入」に対して、②では四角部分に見えるように「銀地」であることが示されている。さらに、③の波線部分に対する②の波線部分では、前者が「三ツ重御盃」であるのに対して後者では「やく物三ツ重ね御盃」とあり、後者には「焼物」であることが明示されている。

次に示す④⑤⑥の記事は、鷹司政通に続いて安政の大獄により安政六年（一八五九）五月三日に落飾した前左大臣近衛忠熙・前右大臣鷹司輔熙・前内大臣三條実万に関する女房日記の記述である。

④ 三日四日 御機嫌御よし／＼

〔中山〕安政六年（一八五九）五月三日四日条

⑤ 三日 近衛前左府様ひとより御願の御落飾御願のとをり聞

しめされ候に付極御内々御はしめし様にて黒ぬりまき絵こうしやく文このうちに銀地御たはこ入一つ御文

ちん一つ三ツ重ねやく物御盃一くみ黄金一枚入進せられ御書にて参鷹司前右府様へも同たん御落飾御願のとをり聞しめされ候に付極々御内々御はしめし様にて黒ぬり巻絵こうしやく文このうちに銀地御たはこ入一

くみ黄金一まい御文ちん一対やく物御のもし入れ一つ御書にて進せられ候是は御所旁御まきれの様にもと参らせられ候三條前内府殿へも御落飾御願のとをり聞しめされ候に付こうしやく文このうちに黄金一枚御たはこ入御文ちん入たまはり候なり……近衛前左府様御落飾とけられ御名翠山様と申候鷹司前右府様御落飾とけまいらせられ候御名隨楽様と申候三條前内府殿御落飾とけられ候御名澹空殿と申候御事議奏しゆより御と、けあり聞しめされ候事大御乳人にて申出す夫に付近衛入道前左府様へ御きぬ三匹黄金二枚奉書にて出さる、鷹司入道前右府様へも同たんにてまいる三條入道前内府殿へも同たんにて出さる、……

〔長橋〕安政六年五月三日条

⑥ 三日

一近衛前左府たか司前右府様三條前内府様今日御落飾の御事御表より申入れ候極々御内々に而かう尺文この内に半金一枚御盃三枚重一組御煙草入一組御文ちん一対入前右府様へ参る三条前内府様へ同断何れも御一はこに而参る表向半金二枚御絹三正つ、奉書に而参る

〔押小路〕同日条

④⑤⑥を比較すれば、①②③と同様に、大典侍による記録には落飾について全く触れていない。⑤・⑥の長橋局・大御乳人による記録には、落飾にあつたつての下賜品が記され、内容的に共通している。御内帑より、近衛忠熙へ構尺文匣の中に銀地煙草入一組・文鎮一對・焼物の三重ね盃一組・黄金（判金）一枚、鷹司輔熙へ構尺文匣の中に銀地煙草入一組・文鎮一對・香合（焼物の

御のもし入れ)一つ・黄金一枚、三條実万へ構尺文匣の中に煙草入・文鎮・黄金一枚、が下賜されている。また、これとは別に、表向きに三名へ女房奉書にて絹三疋・黄金二枚が下賜されている。しかし、注意して両日記の記述を比較してみると、⑤は⑥より銘々に対する下賜品の品目の叙述が詳細であり、正確であることに気付く。⑥の二重傍線部の「構尺文匣」に対して、⑤の二重傍線では「黒ぬりまき絵こうしやく文こ」とあり、黒塗の蒔絵が施されていたことまで筆が及んでいる。⑥の四角部分「御煙草入」に対して⑤の四角部分では「銀地御たはこ入」とあり、⑥の点線部「御盃三枚重」に対して⑤の点線部では「三つ重ねやき物御盃」とある。何れも、⑤においては品目の様相にまで叙述されている。また、⑥は銘々への下賜品が纏めて記されているが、⑤においては其々別々に箇条書のように記されている。⑥では、三公に対して同じものが下賜されたように記されているが、⑤を見てみると、鷹司輔熙へは⑥の点線部「御盃三枚重」ではなく、⑤の波線部「やき物御のもし入れ」(焼物の香合)を下賜されていることが確認できる。このように、②③と同様、落飾の経緯については無関心であるものの、それに関わる下賜品を記録の対象として、特に長橋局による記録は詳細に及んでいることが確認できる。

⑦十八日

大樹公上洛中御尋ねに御内々取次御使にてから金御火鉢一対青籠に御精進ましりの十種の御よせさかな(有)たもふ親王様(陸親王)よりも同人御使にて「黒ぬり高蒔絵一

二の御文こ」の内に銀の御文具ぬいづし御紙入御

二くみ御させる二本入まり形の御菓子三つ参外に親王様より昨冬御炎上のせつにたまはり候御屏風も六

枚折（口向・執次）一雙たまはり候也御使土山淡路守也

〔長橋〕元治元年（一八六四）二月十八日条

⑧十八日

一大樹様御逗留中御尋に御であふり一対青籠七種御精進三種の御肴取次御使に而参親王様より御ふん

この内二つまり形の御菓子三つ御炎上後しんせられ候御屏風一（口向・執次）双今日しんせられ御使こなた御一所につとめ候

〔押小路〕同日条

①⑥と同様であるが、⑦⑧を比較してみても、⑦の長橋局による記録は下賜品目の叙述について詳細であることが認められる。両記事には、孝明天皇より火鉢・寄せ肴が、睦仁親王（後の明治天皇）より屏風・文匣二宮の中に納められた文具・紙入れ・煙管・菓子、將軍徳川家茂に下賜されたと示されている。⑧の二重傍線部に対して、⑦では二重傍線部に見えるように唐金という素材の特徴が現されている。続いて、⑧の四角部分「御ふんこ」とのみにあるのに対して、⑦では黒塗高蒔絵であるということが説明されている。さらに、⑧の波線部分では屏風について「一双」とのみ記してあるが、⑦では六曲である旨が示されている。また、⑧では⑦の点線部分が抜けていることや、⑦では口向の執次である土山淡路守武宗が使役である旨を明示している点に注目できる。それでは、大典侍・長橋局・大御乳人の記録の中で、何故に長橋局の記録が特に下賜品や献上品の叙述において詳細に及んでいるのであろうか。長橋局の職掌に触れながら考えてみたい。

四

後光明天皇の践祚に際し、幕府の朝廷統制管理強化の一環とし

て「禁裏附」(御附・御附武家とも)という職制が設けられ、口向の監督を任務とした。旗本二名が派遣され、所司代の指揮を受けて、執次(廷臣)・賄頭(御家人)・勘使兼御買物方(御家人・廷臣)・御膳番(廷臣)・修理職(以下、廷臣)・賄方・板元諸

役・鍵番・奏者番・使番番頭・小間使の口向諸役人を配下とし、禁裏の用部屋に詰めて禁中の経費出納管理・禁門警備・公家衆の監督などに当った。このように朝廷運営の一翼を担う禁裏附に対して、次のような職務規範が幕府より示されている。すなわち、

『徳川禁令考』の「禁裏附役人令條」に、

⑨

條々

一 禁中方之儀、長橋局、両伝奏江伺之上、先規之御作法を相守へし、勿論萬事周防守(京都所司代板倉重宗―※北上

注)可得指図事、

……略……、

一 萬御賄方并被下物之儀、大乳人と兩人相談いたし、可申付之、自然分別におよひかたき所は、周防守可致相談事、

……略……、

一 萬人用おもておく共に、其役人之手前を兩人相改、是又年切に勘定きわめさせ、周防守に帳面見せ可申事、

一堂上并女中方、地下諸役人に至る迄、先規之作法を相背者勿論、その外何にても新規にめつらしき事有之は、周防守

ニ申届之、江戸江可言上事、

右條々、可相守此旨者也、

寛永二十年九月朔日

家光 黒印

榊原三郎右衛門とのへ
中根五兵衛とのへ

條々

一 禁中方之儀、長橋局、両伝奏江伺之、先規之御作法可相守之、勿論板倉周防守、牧野

佐渡守(所司代・牧野親成―※北上注)可得指図事、

……略……、

一 萬御遣用表方御内々共ニ、長橋局を以被仰出之儀、如先規無疎略可申付之、自然新規之被仰出在之而、兩人難及分別者、周防守、佐渡守可致相談事、

……略……、

承応四年正月十一日 家綱

黒印

高木伊勢守とのへ

青木新五兵衛とのへ

條々

一 禁中方之儀、長橋局、両伝奏江伺之、先規之御作法を守るへし、勿論萬事所司代可受指図事、

……略……、

一 萬御遣方内外共ニ、以長橋局被仰出之儀、如先規無疎略可申付之、自然新儀被仰出有之而於難及分別者、所司代可致相談事、

……略……、

寛保二壬戌年 原書欠月日

と見え、禁裏附の設けられた寛永二十年（一六四三）、後西天皇が即位された承応四年（一六五五）、桜町天皇代の寛保二年（一七四二）に発布されている。傍線部分から分かるように、朝廷経営の中でも勝手向きに関しては、長橋局によって取り仕切られていた。そして、幕府は、従来の長橋局による口向管理体制を維持させつつ、そこに禁裏附という幕臣を介在させて、長橋局の職務を補佐させるとともに朝廷を統制するという新体制を確立したのである。石川和外氏は、禁裏附による口向諸役人の支配について、人事においては長橋局の裁決を受けて禁裏附が指令する仕組みであったことを示しておられる。¹³このように、「表」における武家伝奏、「御内儀」「口向」における長橋局・禁裏附の三者によって実質的に朝廷が運営されていたのである。また、幕府によって法的に長橋局の職権が保障されたことも捉えることが出来る。表向一切を取り仕きる武家伝奏の任免権は実質的に幕府側にあり、廷臣でありながら、就任に際し幕府に対して誓紙血判することは、人口に膾炙するところである。いわば、公武両属的な性格を帯びているということである。それならば、傍線部に見えるように、武家伝奏とともに経営に参画する長橋局に対しても、斯く考えられるのではなからうか。つまり、権利を得れば当然のこととして義務を負うこととなり、禁中女官である長橋局は、幕府に対して職責を負っていたと考えるのである。

⑩ 当長橋知行米被成御渡由候間、請取候而當長橋江相渡、前長橋宛行者、院御所御局之並之知行程可相渡申事、

（寛永七年七月十三日、「御即位二付御條目所司代江達」）（徳川禁令考）

⑪ ⑩の史料は、明正天皇の即位に際して、幕府より京都所司代に下された制法の一部である。この条文から、長橋局には、女官としての知行の他に、幕府より役料が支払われていたことを知ることができる。長橋局が公武両属的であるのも、この条文から理解することができる。

⑪ 一大樹公御出座、（白書院、紫直垂）禁中（桃園天皇）より

御太刀目録同役（武家伝奏・柳原光綱）取之参進、予同列、

御太刀折紙、於桜間、能登守進同役）兩人昇上段、述仰、

（年頭之御祝儀被仰入候、）公謹被奉之御頂戴、被仰忝由且御

安全珍重之由、（兩人平伏承之、）退、次 女院（二條舍子）

より黄金（信濃守渡之於予、）予取之参進、同役同列昇上段、

進之、述仰、（女院より年頭之御祝儀被仰進候、）無御頂戴、

且無言、兩人退去、……略……、

一大樹公更御出座、（中座、亜相公（徳川家治）左方横座、）

撰家・門跡方使者対顔、高家相替披露之、……略……、次

長橋より進物、中奥持参、披露之、……略……、

（『広橋兼胤公武御用日記』宝暦二年（一七五二）三月二日

条）

⑪ ⑩の史料は、記主である武家伝奏・広橋兼胤が年頭勅使として関東に下向した際の記事である。將軍・徳川家重との「対顔儀」に臨んで、禁中・女院よりの年頭祝儀が伝えられ、撰家・門跡の使者との謁見が行われている。その中で、傍線部に見えるように、長橋局より將軍へ献物が行われている。年頭勅使の関東下向は毎年恒例のことであるが、その際には、撰家・門跡の使者との謁見に続いて必ず長橋局よりの献物披露が行われている。このことが

らも、長橋局と幕府との密接な関係を理解することができると。
これらのことを踏まえながら、次に掲げる史料を見て行きたい。

⑫ 廿二日 御き嫌よく御拜五月御参り有（一條忠喜）一条左府様へ三十枚
内府様へ半金一枚

（有栖川宮織仁親王）
帥宮様へ二十枚先々此比異国御静謐に付進しられ候
おくの文にて出る

⑬ 廿二日 『中山』安政六年（一八五九）五月二十二日条
ひとゐより異国一けんにつたん／＼御心配御くろう
に御ほしめし先此ころにては御静ひつに成らせられ
候めて度御まんそくにおほしめし候て関白様へ黄金
五枚御二箱にて進せられ（一條忠喜）一条左府様へ白かね三十枚
二條内府様へ黄金一枚帥宮様へ白かね廿枚進せられ
候両役人しゆ七人へ黄金二枚つ、下さる、別たんに
極々御内々御手つから久我大納言殿中山大納言殿
正親町三條中納言へ銀地つ、れ織御紙入御くみ物の
うちに黄金二枚入下さる、飛鳥井侍從殿へ金十両下
さる、列参の堂上八十四人へ金二両つ、下さる、別
段建白の堂上六人へ同五百匹つ、同三拾両列参非蔵
人五十二人へ下さる、勤番堂上百九十二人へ同二百
匹つ、下さる、八條前宰相同五百匹下さる、
（八條隆祐）
萬里小路前大納言殿へ金二十両御内々下さる、
（萬里小路正房）
大原三位殿千種少将殿岩倉侍從殿富小路中務大輔殿
右同たんつ、下さる、嘉永七年御炎上の節関東より
一萬両献上のうち五千両にて下さる、

（長橋）同日条

⑭ 廿二 一御拜有内侍所当月御参り御着一折御鈴参当月の御鈴
宰相典侍様督典侍様少将内侍様越後殿より上らる、
御くま進上

一今日壬生東寺因幡薬師御代参駿河との参られ候

（押小路）同日条

⑬は、攘夷問題に精勤した廷臣に対しての下賜金についての記
事である。大典侍の⑫にも触れられてはいるが簡単な記載であり、
大御乳人の⑭には全く触れられていない。ここで注目すべきは、
⑬では、傍線部分に見えるように、下賜金の出所が明示されてい
ることである。つまり、嘉永七年の禁裏焼失の際に幕府より献進
された残余を分配したということである。「萬御遣方内外共ニ、
以長橋局被仰出」という職責を幕府より付与された長橋局にとつ
て、違失なく任務を遂行している証として、それらを記録する
必要があるのである。それは勢い、「関東」すなわち幕府に視点
が向けられるようになるのではなからうか。

⑮ 三日 御機嫌よく御祝きのふに同し中務卿宮様御初御礼長橋
車よせより御参常御所にて二こんの御さかつき御はい
せん何も男かたさらむしろ（「さしむしろ（差筵）
か）御対面もあり

（中山）文久二年（一八六二）正月三日条

⑯ 三日 ……前略…此度御慶事（＝和宮親子内親王降嫁）※
北上注）何かたん／＼色々の御事にて御内儀向
はくたいの御入用多く候に付昨冬関東へ金五千両上り
候様仰立られ候所御餘儀無御わけからゆへ仰立られ五

千両の内半減金貳千五百両何かの御用途として此度限り別たん献上候よし関東より年寄ともの書取（＝老中連署奉書―※北上注）にて傳奏しゆよりひろうあり：…後略…

〔長橋〕同日条

⑰一御祝きのふにおなし朝かれいあせちのすけ様衛門内侍様越後殿…後略…

〔押小路〕同日条

⑱は、仁孝天皇皇女・和宮親子内親王降嫁の一件で御内儀より莫大な出費を強いられたので五千両の無心を幕府に申し立て、結果として、二千五百両を幕府より進献する旨の老中連署奉書が武家伝奏より披露されたという記事である。⑮⑰には、この件に關して一切触れられていない。ここからも、⑱は長橋局の職掌に則した内容であり、⑬の記事と合わせてみても、今日で言うところの一種の「金銭出納帳」「会計報告書」的な要素が含まれているように思われる。斯く考える根拠を示すならば、⑨の史料の波線部を挙げることができる。禁中における出納は、表向・御内儀ともに、その執行情況を禁裏附が監督し、年度末に決算し、その出納簿を京都所司代に提出すべき旨が明示されているのである。そして、その出納簿の下地となるものが、長橋局による記録や長橋局（殿舎）において口向を総轄した執次による「長橋殿雜記」「長橋雜記」「禁裏執次所日記」と考えられるのである。「執次」とは、廷臣によつて構成され、地下官人が兼帯した。御内儀・口向を掌握した長橋局の下で、口向諸役人（廷臣・幕臣）を統括し、口向の出納管理・会計事務に従事した。

「長橋殿雜記」「長橋雜記」は後述することとして、「禁裏執次所日記」について触れてみたい。

⑲廿八日（戊申）陰 ……略…

一新御料百姓八朔御礼

昆布 一折（三） 志津川村

鯛 一折（二） 惣代

御樽 一荷 松

以上

昆布 一折（五） 宇治田原村

鯛 一折（五） 惣代

御樽 一荷 高屋平兵衛

以上

昆布 一折（五） 和束村

鯛 一折（五） 惣代

御樽 一荷 田村

以上

右如例年献上御末ヲ以奥へ上於廊下江

〔禁裏執次所日記〕明和六年（一七六九）七月二十八日条

⑳の史料は、八朔（田の実・憑とも）に際しての禁裏御領所よりの献上品につて記録されたものである。御領地の惣代より長橋奏者所に届けられ、執次によつて品目・数量・献上者が記録された後に、御末の女官によつて御内儀（長橋局）に上げられている。「禁裏執次所日記」は全体的に斯様な体裁であり、「日記」というよりは、「帳簿」という方が適当と思われる。

これらの特徴は、近世初期の女房日記である『御湯殿』にも共通して言える。

⑲廿日。へる、。は（播磨）（松平侍従）はりまのまつたいらし、う（＝池田輝政―

※北上注^(蠟燭) らうそく千丁しん上申。ひろはし^(蠟燭) (＝武家伝奏・
広橋兼勝―※北上注)。くわんしゆ寺^(長橋) (＝武家伝奏―勸修寺
光豊―※北上注) ひろうあり。なかはし^(長橋)より兩人 (＝武家伝
奏兩名―※北上注) まて文いつる。

〔御湯殿〕慶長十四年 (一六〇九) 十月二十日条

②①十八日。へる、^(徳川和子)。東福門院御一回忌^(高家・畠山貞政) 付将くん家より
はたけ山下総^(高家・畠山貞政)のほせられ。

せいりやう殿にて御たいめん有。御^(昆布・鮑)こあわにて御さかつき
まいる。てんはいたふ。御太刀。馬代白かね十兩進上。長橋^(奏者)
そうしや所にてはたけ山下総^(所司代・戸田忠昌)御いとま下さる。白かね二
十兩くたさる。戸田越前の守へはな。御さかな下さる。

〔御湯殿〕延宝七年 (一六七九) 六月十八日条

①⑨は、播州姫路城主・池田輝政が禁裏へ蠟燭千丁を献上し、武
家伝奏より長橋局を経て後陽成院に披露され、長橋局より武家伝
奏に池田輝政宛の女房奉書が発給されたことが記されている。続
いて②②は、後水尾院の中宮であつた徳川和子の一回忌に際して、
幕府より高家・畠山貞政が指し上されたことが記されている。清
涼殿にて対面・盃事が行われ、高家より太刀と馬代の銀十兩が献
上されている。そして、長橋奏者所に於いて長橋局より高家に対
して帰府の許しが言い渡され、高家に銀二十兩、所司代に花と肴
が下賜されている。①⑨②②とも、献上品・下賜品が記録の対象と
なっているとともに、女房日記といえども幕府や武家に視点が向
けられているのである。

②①十二日。へる、^(余長)。ならのなかひかし^(中東)かきのひけ^(代官)こしん上申。
くわんしゆ寺大納言申つき也。山しなの御たいくわんしゆま^(贅龍)

いり候て。御りやう所^(料)こんとのちん^(今度)にみな^(俵取り)くちんとりてあ
らし申候よし。長はしまてまいりて御あんない申。すなはち^(勸修寺)
くわんしゆ寺め^(毛刷元)して。てるもとへ^(別帳)ちきなきやうにと仰くた
さる也。

〔御湯殿〕慶長五年 (一六〇〇) 九月十二日条

②①は、春日社社家・中東家より竹で編んだ鬚籠に納められた柿
が献上されたことと共に、禁裏御料所の山科七郷 (山城国宇治
郡・草高六千三百石余)^(五)が関ヶ原の戦によって荒らされてしまつ
た由を代官より長橋局まで注進されたことが示されている。長橋
局は注進に対して、武家伝奏である勸修寺光豊を呼び出し、五大
老の毛利輝元に改善を講じるようにとの命令を下している。献上
品などの出納をはじめとして御料所の管理など、武家伝奏とともに
に朝廷運営を行う長橋局の姿が強く表れる叙述となっている。

②②十六日 ……前略……只今迄関白職以下任職等之儀宣下以前

御内慮被仰出候得共以来右御内慮御辞退被遊度就て
は向後被宣下候後其段被仰出候様被遊度との御事に
候よし傳奏しゆへの書取にてひろうあり

〔長橋〕文久二年 (一八六二) 十二月十六日条

②②は、徳川幕府が朝廷統制の枢要として開幕以来保持してきた
摂政関白・武家伝奏・議奏職などの任免権を實質上放棄する旨の
報告を長橋局が武家伝奏を通して受けて上奏した旨が示されてい
る。御内儀や口向に關すことに止まらず、表向に關することも記
録の対象となっている。これは、幕府によって保証された摂関・
武家伝奏・長橋局による朝廷運営体制の存続に關わるものであり、
公武両属的な長橋局にとって、記録すべき対象とされたものではな

かろうか。

②三 四日

酒井雅楽頭事先月晦日江戸表発途軍艦にて上京の旨年寄ともより申越候よしひろうあり方今当地不穩形勢の旨関東にて被致承知候付御警衛松平下総守^{戸沢正実}_{阿部正春}戸沢上総介支度出来次第急々上京可致旨申付候右は當時の形勢於関東深心配被致候付御所向御警衛等此上一際御手厚被致度候付右三人上京被申付候此段御両卿へ御達申候様年寄共より申越候よしひろうあり

〔長橋〕文久三年（一八六三）九月四日条

②四 十八日

今朝六ツ半頃御小座敷御前にて関白様^{（中川宮朝彦親王）}尹宮様大すけ殿長橋をめし長州のはん中此度の願ゆるされす候せつにはいか様の事も致候半も計かたく候よしにて右

のよし兩人へ心得候様の御事にあらせられ候……中略……長州のはん中^{（藩）}ゝい慮にそむき八はた山崎邊に陣たてを致候ておひた、しく籠り居候ま、とふそく御さたの御とをりにつ、しみ御請申入候てとふそく天下泰平世上一同おたやかにてなをく御機嫌よく御壽命御長久様の様に内侍所へ御祈禱仰付られ御初穂白かね七枚参る御くままいる

〔長橋〕元治元年（一八六四）七月十八日条

②⑤ ②④ともに、幕末の容易ならざる政局を示したものである。特に②④に注目してみたい。元治元年（一八六四）七月十九日に勃発する禁門の変の前日の記事である。文久三年八月十八日の政変以後、京都での地位が低下した長州藩は、形成挽回のため藩主父子の雪冤・尊攘派七卿の赦免を願ったが不許可となる。さらに元治

元年六月、池田屋事件で藩士が殺されたため、福原越後・国司信濃・益田右衛門介ら三家老が兵を率いて上京して、会津・薩摩両藩の兵と京都御所の蛤御門付近で戦いとなる。斯く風雲急を告げる緊迫した禁中の様子が克明に記されている。特に、御常御殿の御小座敷に関白・二條齊敬、中川宮朝彦親王とともに女官である大典侍・中山續子、長橋局・花園総子を召して、今後の方策について勅問が下されていることは特記に値しよう。朝廷運営に実質的に携わり、公武間の交渉を行い、時局を熟知している長橋局であるからこそ勅問に与った訳である。勢い記録の対象が政局にまつわるものに向けられるのも頷けよう。

五

これまで、大典侍・長橋局・大御乳人による記録を比較検討してきた。②④で確認したように時局についての勅問に与った三頭の上首である大典侍の記録は詳細を極めず、簡単な記述に終始している。これについて、次の記事を見てみたい。

②⑤ 廿五日 御き嫌御よしく將軍宣下御するく濟関東使御対

面御^{（服）}ふく男かた酒井

うたのかみこうけ宮原撰津守大すけへも白かね五枚^{（留）}

返し御まな一折けん上物何か長橋殿御とめに委し

〔中山〕安政六年（一八五九）正月二十五日条

②⑤は、十四代将軍・徳川家茂の將軍宣下が行われ、幕府より御礼として高家が指し上された一件について記されたものである。しかし、献上物などの詳細に関しては、傍線部に見えるように、長橋局の記録に譲られている。この記事から、長橋局による記録

が如何なる性格を持つものかを理解することができる。長橋局による記録は、主に進献などの出納について記録されるべきものであり、それは個人的な備忘録ではなく供覧される公的な記録であったのである。それ故に、大典侍の記録では関東使よりの進献については省略され、長橋局の記録に譲られた訳である。

- ②6 二日 今日さつ州より献上米大すけ殿はしめするか殿迄十石薩州・島津久光つ、拝領御兒兩人七石つ、新宰相殿九石三仲間廿三人六石つ、隠居大瀧へ五石御雇二人茶くみ四石つ、ひつかさ二人三石つ、仲居二人二石つ、御やとひ二人一石つ、下さる、高松殿はしめお八を御れう人はしめおまき御れう人はしめかはつのしゆ迄も夫々下さる、書付は別に委しくとめ置候なり

〔長橋〕文久二（一八六二）年十一月二日条

- ②7 十九日 当春大樹公上洛に付御所邊御手薄の儀見聞深恐入以來乍聊十五萬俵上納の旨言上有之候就ては諸臣一同へ年々可領賜旨仰出され候に付……中略……此ほか地下向おひた、しく候へとも別帳に悉し

〔長橋〕文久三年（一八六三）七月十九日条

②6 は、薩摩の島津久光より禁裏に一万石が進献され、女官一統に分配されたことが記されている。そして、②7 は幕府よりの十五万俵進献に際しての堂上・地下に対する分配について示されたものである。いずれも、傍線部に見えるように、別記が作成されていたことが確認できるのである。それでは、その別記とは一体何なるものであったのか問題となる。

宮内庁書陵部に禁裏附の下で実質的に口向を総轄した執次によ

る記録が遺存している。すなわち、勢多章宜による「長橋雜記」（寛政年間、函号二五二―一二二）、勢多章武による「長橋殿雜記」（天保十年―十三年、函号二五二―一二七）である。いずれも、献上物や下賜品の品目・数量・宛名を簡条書きに記した出納帳のようなものである。次に掲げる②8 が、その一例である。

②8 御引移御当日

上様

後修院

仙洞様

大宮様

右生鯛一折つ、

但御まなはお阿茶え御頼

御文は右京大夫に御頼

御使は御阿茶え斗にて御使番参也

倫宮様

欽宮様

右鯛 一折 三連つ、

臺四立脚

御局にてお調

〔

〔長橋雜記〕寛政四年（一七九二）六月二十五日条）とあるように、長橋奏者所に届けられた献上物や長橋局から出される下賜品などが克明に記されているのである。題名からして、長橋局による記録の雜記である訳であり、別記的な性格を帯びている。先ほども述べたように、長橋局は禁裏附とともに朝廷経営を行った訳であるが、その長橋局という朝廷の家政機関のもとで局の職務を補佐し口向きを総轄した執次によって、「長橋」と題

する記録が作成されたのである。従って、⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾に見える別記とは執次による記録と捉え、長橋局による日記は、主従関係で言うならば「従」たる執次の記録によって補完されていたと考えられるのである。「長橋」には重層的な構造を見ることが出来るわけである。

六

これまで多くの史料を掲げて論じてきたが、近世期における女房日記、特に長橋局や大御乳人による記録は、その職掌柄ゆえ進献や下賜品に関する内容が中心となっておりことが確認できた。中でも、長橋局による記録は品目の特徴や素材にまで筆が及んでいる。そして、その視点が内ではなく外すなわち幕府に対して向けられており、常に「公武」が意識されている。幕府は、朝廷統制政策のなかで、太政官制はそのままに、実際の朝廷経営を摂関・武家伝奏・長橋局に専従させ身分的特権を付与した。その担保として、「表」を摂関・武家伝奏に、「奥」や「口向」を長橋局・禁裏附によって、「表」は勿論のこと天皇周辺や勝手向きまでも監視・掌握するシステムを構築したのである。これによって長橋局の職権が幕府によって担保されているわけである。それゆえに、御内儀という禁中の奥向に位置する空間において記録されつつも、長橋局の記録には時々の政局にまで筆が及んでいるのである。長橋局による記録行為は、幕府より与えられた職責を違失なく遂行しているという一種の確認行為でもあり、職権行使の業務報告的な行為をも併せ持っていると考えられる。また、公武両属的な性格を帯びる長橋局は、その記録自体も私的な備忘録に止

まらず、開かれ供覧されるべきものであった。それゆえに、専属する男官の記録によって支えられるという一種の重層構造によって備えられていたのである。

⁽²⁹⁾ 四日。へはる、。^(駿河)するか。〔大御所・徳川家康〕※北上注

より大さは〔高家・大沢基宿〕※北上注。^(坂倉内膳正重退)いたくら内せん

のほりまいらせて。こんとの女中のしんたいけきりんもつと

もにて候ま、。いかやうにも仰したいたるへきとの御事也。

さりなから。^(江戶)こうなんもなきやうに御きうめいかんようのよ

し申さる、。^(後難)あとのしやうくん^(將軍)〔二代將軍・徳川秀忠〕※北

上注〕よりもほりのあはちのほりまいらせて。くわんしゆ寺

〔武家伝奏・勸修寺光豊〕※北上注〕まておりかみをもつ

て。こんとの御事御もつともものよし申さる、。それにつき

せつけの御しゆう御さん候へきよし。くわんしゆ寺中納言。

にし三てう中納言〔武家伝奏・三条西実条〕※北上注〕御

つかい也。おのく御さんにて。せいりやう殿にて御たいめ

ん有。こんとのやうたいさたのかきりに覚しめし候ま、。き

つと仰つけられ候はんとおほしめし候へ。いか、御ふんへつ

候やと御たんかう也。もつともものよし御申にて。すなはち大

さはへおほせいたさる、也。

〔御湯殿〕慶長十四年（一六〇九）八月四日条

⁽²⁹⁾ は、公家衆と女官の密通が発覚し、逆鱗に及んだ後陽成院はその処分を徳川家康に依頼し、幕府が朝廷に介入する一契機となった事件（猪熊事件）についての記述である。院は死罪を申入れたが、それに対して徳川家康は流罪が適當という判断をくだしている。ここで重要であるのが、朝廷内で起こった不名誉極まり

ない事件について、その経緯が白地に記されていることである。しかも、徳川家康によって対処されていることまで示されている。本来ならば朝廷・天皇によって処断されねばならないことを幕府によって行われている訳であり、公武の権力関係が明らかに逆転しているのである。秘匿してしかるべきものを何故に日記において曝露するようなことをしたのであるうか。これも、先ほど述べた長橋局という女官の性格に起因するものと思われる。宮廷の権威や栄華を叙述するという女房日記の概念には適さないわけである。ここから、『御湯殿』の執筆に長橋局が関与しているのではないかと推測される訳であるが、これに関しては、また稿を改めて検討したい。

兎にも角にも、近世期の女房日記、なかでも長橋局や大御乳人による記録は、主人と主家の慶祝事などの情況を通して繁栄を記録的に現出するという文学史的概念とは一線を画し、むしろ、女房の職責に拠った職掌上の記録・業務日誌的な性格を強く持つものと考ええる。その視点も、ただ禁中・天皇にのみが対象ではなく、公武関係における「武」、すなわち幕府にも強く向けられているのである。それは、記主の地位を保障するものが幕府によっているからである。幕府権力を背景にして、長橋局は、絶大な権力を振るい、口向諸役人を配下として従えるところに、女房日記を重層的な構造を持つものへと至らしめたのである。

注

(1) 宮崎莊平氏『女房日記の論理と構造』笠間書院、平成八年十月。

(2) 『統群書類従』統群書類従完成会。

(3) 下橋敬長氏・羽倉敬尚氏『幕末の宮廷』平凡社、平成七年九月。

(4) 河鰭実英氏『宮中女官生活史』風間書房、昭和三十八年十一月。

(5) 『日本史籍協会叢書』東京大学出版会。

(6) 宮内庁書陵部蔵、函号・二六五―一〇六八。

(7) (6) に同じ。

(8) (5) に同じ。

(9) 京都大学附属図書館・中院文庫、函号・中院本―4―36。

(10) 小玉正任氏監修・大賀妙子氏校訂編集『幕末公家集成』新人物往来社、平成五年二月。

(11) 宮内庁書陵部蔵、函号・四五九―一〇三。

(12) 石井良助氏編『徳川禁令考』創文社、平成二年十一月。

(13) 石川和外氏『禁裏付武家 朝廷内の旗本』(高埜利彦氏編『身分の周縁と近世社会』8 朝廷をとりまく人びと)吉川弘文館、平成十九年七月。

(14) 宮内庁書陵部蔵、函号・F10―101。

(15) 奥野高廣氏『皇室御経済史の研究(後篇)』中央公論社、昭和十九年六月。

※史料閲覧に際しては、宮内庁書陵部・京都大学附属図書館に格別なる便宜を頂いた。末筆ながら、厚く御礼申し上げます。

※本稿は、平成十九年度科学研究費補助金の交付による研究成果である。

(きたがみまさお／日本学術振興会特別研究員)